

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名： 都市整備部

事業種名： 公園、緑地の整備

### 1 取組の概要

企画・構想段階から設計・施工段階において、省エネルギー化の推進や周囲の自然環境の配慮など検討を行い、環境保全に努めている。

### 2 主な成果

埋蔵文化財の保全に努め、既存の植生や景観に配慮し、地域特性を生かした植栽工をする等の整備を行った。

### 3 今後の方針

埋蔵文化財の保全や、自然環境との調和等に引き続き努めて参りたい。

### 4 課題

再生品などの優先的使用については、流通品が少ないため積極的な使用は困難であった。

### 5 事業一覧

別表－2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和3年度

部局名：都市整備部

事業種名：公園、緑地の整備

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	さきたま古墳公園	施工段階	50	41	82	4
	合計		50	41		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 都市整備部 課・所・室名 営繕・公園事務所

事業の種類	4 公園、緑地の整備	事業名	さきたま古墳公園
事業の規模	37.5ha	実施場所	行田市（低地地域）
計画期間	昭和62年～令和6年	段階	施工段階
事業の概要： さきたま古墳公園は、埼玉古墳群の保護などを目的とした公園で、昭和51年に9つの古墳を含む部分を開設し、それ以降も段階的に拡張整備を進めており、現在はA3区域を整備している。 古墳群のほかに、県立さきたま史跡の博物館、古民家や県名発祥之碑があり、埼玉県の歴史に触れることができる公園である。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

**【記入方法】**

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 埋蔵文化財の保全 既存の植生、景観、地域特性を生かした整備（植栽工）
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

**【記入方法】**

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名		さきたま古墳公園													
各種計画との整合等		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況			
		山地 地域	丘陵 ・台地	低地 地域	市街地 地域	企画 ・構 想段	調査 ・計 画段	設計 ・施 工段	管理 段階	該 当	実 施				
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2④
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-2④
	③ 自然の改変の少ない工事、工法を検討する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2-1①
	④ 緑地率の向上を推進する施設計画に努める。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-1①
	⑤ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	3-2①②③④
<b>基本方向 1</b>		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況			
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		山地 地域	丘陵 ・台地	低地 地域	市街地 地域	企画 ・構 想段	調査 ・計 画段	設計 ・施 工段	管理 段階	該 当	実 施				
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築															
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1-1④⑥
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進															
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	○	○			○	○				○	○	1-1③
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。			○	○			○	○				○	○	
	③ 交通流の整序化を図る。			○	○			○	○				○	○	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。			○	○			○	○				○	○	
	後掲（森林の整備と保全）														
	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	○	○	○				○				○	○	
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。	○	○	○	○				○				○	○		
基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進															

個別事項	① 建物の断熱化を図る。								○				
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○	○	○			○	○	✓	✓	2-3②	
	③ 照明・電気設備の効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		○	○	○			○	○	○	✓	✓	
	④ 空調設備の効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		○	○	○			○	○	○	✓		

基本方向 2		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
		山地 地域	丘陵 ・台地 地域	低地 地域	市街地 地域	企画 ・構 想 段	調査 ・計 画 段	設計 ・施 工 段	管理 段	該 当	実 施	
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり												

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	○	○			○	○	✓	✓	1-3④⑦
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-3③
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	○	○	○			○	○	✓	✓	1-3⑧
	④ 日頃適切な補修管理に努める。	○	○	○	○				○			1-3⑥
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけサイクルされるよう努める。	○	○	○	○			○	○	✓	✓	1-3④
	⑥ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	○	○				○			
	⑦ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	○	○				○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全

個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-2①②
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	○	○	○	○	○		✓		1-2③④
	③ 節水機器の採用に努める。	○	○	○	○			○		✓	✓	
	④ 透水性舗装、浸透樹・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-2②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○	○	○		○	○		✓	✓	1-2②
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○	○			○	○	✓	✓	
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○	○			○	○	✓	✓	



基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止														
個別事項	① 水質等の保全を図る。		○	○	○					○	○	✓	✓	
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○	○					○	○	✓	✓	
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進														
個別事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	○	○	○					○	○	✓		
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全														
個別事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○	○					○	○	✓	✓	1-3①
	② 環境対策型建設機械の採用を図る。	○	○	○	○					○	○	✓	✓	1-3①
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進														
個別事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○			✓	✓	3-2②

基本方向 5		地域別				配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況		
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		山地 地域	丘陵 ・台地 地域	低地 地域	市街地 地域	企 画 ・ 構 想 段	階 調 査 ・ 計 画 段	階 調 査 ・ 計 画 段	設 計 ・ 施 工 段	管 理 段 階	該 当		実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進														
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	○	○	○	○	○				✓	✓	2-2⑧
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	○	○	○	○							
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○	○		○	○				✓	✓	2-2①②, 2-3③④
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成														
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	○	○	○	○	○	○			✓	✓	2-4④3-1①②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○			✓	✓	3-1③④⑤⑥

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
82	50	41
総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。